



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

結婚相手紹介サービスの解約に関するトラブルにご注意

《相談内容》

新聞に入っていた結婚相談所の折り込みチラシを見て、息子の結婚相手の紹介を依頼し30万円払った。何人か女性を紹介してもらったが、結婚には至らないため契約期間内だが解約したい。返金してもらえるだろうか。

(70歳代 女性)



《アドバイス》

結婚相手紹介サービスはサービスの提供期間が2ヶ月を超え、消費者が支払う金額が5万円を超えるものであれば、特定商取引法に定める特定継続的役務提供の対象となります。この場合、法定書面の交付日を含めて8日間であれば、クーリング・オフが可能です。相談者には、交付された契約書を見ると、中途解約などの記載がなく、書面不備によりクーリング・オフができること、応じない場合は少額訴訟制度もあることを伝えました。

トラブル防止のために…

1. 契約の前にサービスの内容を十分確認しましょう

特定継続的役務提供事業者は契約する前と実際に契約する時の2回、書面を交付しなければなりません。

①まず書面を交付しているか確認しましょう。契約してしまっても、書面を消費者に交付しない限り、消費者はクーリング・オフをすることができます。

②次にサービスの内容について業者から説明を受け、書面の記載を確認しましょう。また解約時の規定や特に解約料については、書面をよく読み、業者の説明をしっかりと理解しておきましょう。

2. 広告から受けるイメージだけを信用しないようにしましょう

結婚相手紹介サービスは、契約をしても、自分の気に入る人が必ず紹介されるとは限らず、結婚できるかどうかは不確実なものです。過度な期待は抱かず慎重に契約をしましょう。

3. トラブルになった場合には消費者ホットライン☎188へご相談ください

生活情報ファイル

冬の暖房器具の思わぬ事故に気を付けて

暖房器具での思わぬ事故が発生しており注意が必要です。冬には欠かせない暖房器具ですが、使用方法を誤ると思いがけない事故につながるおそれがあります。暖房器具を使用する際は以下の点を守って事故を未然に防ぎましょう。



●昨シーズンの灯油を使わないで

灯油は、長期間の保管中に水や異種の油が混入して「不良灯油」になることがあります。この灯油を使用すると煙が出たり、緊急消火ができなくなる可能性があり大変危険です。昨シーズンのものなど、長期間使っていない灯油は使用しないようにしましょう。

●スプレー缶を暖房器具の近くに置かないようにしましょう

暖房器具の近くに置かれたスプレー缶は内部の温度が上昇し、ガスが膨張して爆発する危険があります。ガスに引火して急激に燃え広がる危険があるため、暖房器具の近くではスプレー缶を使用しないようにしましょう。

試してみよう、消費者力！第9回（令和元年度）

消費者と事業者のした契約について述べた文のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 結婚式当日にブーケが届くはずだったが、花屋のミスで間に合わなかった場合は契約解除できる。
2. 売買契約した中古自動車が納品前に店側の不注意で大破してしまった場合は契約解除できる。
3. 購入した家電製品に不具合（瑕疵）があり、修理が不可能な場合は契約解除できる。
4. 相手が契約の履行の準備に着手してからでも手付金を放棄することで契約解除できる。

【第15回消費者力検定（平成30年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

成年後見制度についてご存知ですか？

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症等によって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、その人をサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のことです。認知症等で判断能力が不十分な人は、財産管理や、介護サービス等を契約する必要があるとしても、自分で判断したり手続きすることが困難であったり、悪質商法の被害にあったりするおそれがあります。このような人達の意味を尊重しつつ保護することを目的とした制度が成年後見制度です。成年後見制度には大きく分けて**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つの制度があります。

法定後見制度は、本人の判断能力が低下した後、親族等が家庭裁判所に申し立てをすることによって、後見人を家庭裁判所に選任してもらう制度です。判断能力の程度等、本人の事情によって「後見」「保佐」「補助」の3つの区分があります。

任意後見制度は、本人の判断能力が高いうちから後見人になってもらう人を選んで「任意後見契約」を締結し、後見人に与える権限（代理権等）の内容を明らかにするものです。任意後見契約の契約書は、公正証書として登記する必要があります。

成年後見制度の具体的な活用法（後見人の場合）

① 後見人が本人の財産を管理処分することができる

認知症等により本人の判断能力が低下している場合、介護の契約の締結や、財産の管理をするときに適切に手続きを進められません。そのようなときに後見人が選任されていれば、代理権によって契約を締結したり、財産を処分して本人のために使うことが可能となります。

② 悪質な契約等を取り消せる

本人の判断能力が低下していると、悪徳業者等に騙されたり、自分に不利な条件の契約をしてしまったりする可能性があります。後見人が選任されていれば、取消権を行使して契約を取り消すことができます。

「試してみよう、消費者力！第9回」解答と解説⇒（正解—4）1の履行遅滞の場合、相当な期間を定めて履行を求め、期間内に履行できない場合は契約を解除できる。2は店側の不注意、3は購入した製品の瑕疵で、契約の目的を達成できないときは契約を解除できる。4の手付金放棄による解除は、契約の相手が履行の準備に着手する前であれば約定解除できる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。